

元代勸農文小考

——元代江南における勸農の基調とその歴史的位置——

伊 藤 正 彦

はじめに

一般に小経営農民の成長に応じて目的と形態を変化させてゆく国家の勸農業務に関する歴史的分析は、中国前近代社会の構造的発展を捉える上でも重要な作業の一つである。だが、従来の中国近世史研究は、国家の「公共的機能」として勸農に注目したものの、その歴史的特質についての分析は唐末—南宋期を除いて十分には行なってこなかった。小論は、こうした課題に応える作業の一環として、勸農政策史の視点から元代江南の歴史的位置を明らかにしようとするささやかな試みである。

議論の前提となる唐末—南宋期の勸農の基調を確認しておこう。唐末—北宋中期の勸農は、客戸に荒閑田等の官田を保有させ無税・減税期間などの優遇措置を与えた後に彼らを主戸とする主戸化政策であった¹⁾。北宋前期には、同時に杭稻・占城稻や踏犁等の給付も行われた²⁾。すなわち、未だ自立していない農民に対し土地をはじめとする諸生産手段を援助することを通して、担税戸の増加・定着と課税対象地の拡大を図ることが、北宋中期までの勸農の課題であった。北宋後期（政和三（一一一三）年以后）から南宋期には、主戸化政策に替り、州県官が毎年仲春望日（二月二五日）に郊に出て父老を集

元代勸農文小考（伊藤）

めて行う勸農文の発布が主要な勸農業務となる。宮澤知之氏によれば、勸農文は先進的な農業技術・経営指導とともに農民教化を内容としており、小農民の安定的な再生産と郷村における社会関係の調停のための勸諭を基礎に国家支配の正当性を提示して租税収取の実現を図る——宋朝支配のイデオロギー装置の機能を果たす存在であった。

さて、勸農文の発布は宋一代に限らず、元を経て明・洪武年間の中頃まで存続した。元代以降の勸農文はどのような機能を果し、いかなる理由によってその歴史的使命を終えたのだろうか。宮澤氏は元代以降の勸農文の展開にも一定の展望を示しているが、具体的な検討は後考に委ねられている。また、国家の勸農理念が表明された勸農文の分析は、当時の勸農の基調を明らかにすることにも通じるはずである。すなわち、元代以降の勸農文の分析を通してその機能と当時の勸農の基調を明らかにし、更に勸農文の歴史的帰結を考へること、これらを踏まえて元代江南における勸農の歴史的特質を把握することが、小論の具体的な目標である。

なお、予め次の二点を確認しておく。小論が問題とするのは、平時における制度化された日常的な勸農であり、戦乱後等の特殊な状況に対応した勸農は対象外とする。また、主要な考察対象を元代江南（概ね現在の江蘇省南部・浙江省・江西省・湖南省・広東省・広西省）に限定するのは、後文が示すように元代の勸農文発布は当該地域に対して実施されたからである。

一 勸農文と社制

元代の勸農制度を特徴づけるのは、勸農をスローガンとする郷村制、すなわち社制の存在である。従来、元代の勸農に関する研究は主に社制を対象としており、勸農文の存在は等閑視されてきた。そのため、勸農文自体の分析に向かう前に、元代の勸農体系上における勸農文の存在を明らかにすることが必要である。まず諸先学の社制論の整理を通して、考察の糸口を探ることにしよう。

(一) 社制論概観

はじめに、至元七(一二七〇)年二月の司農司・四道巡行勸農司の設置と同時に頒行された所謂「社規」⁵⁾、および至元二八(一二九二)年六月の「至元新格」の条文をもとに、社制の概略を確認しておく。寛郷・狭郷の地域性を考慮しながら自然聚落五〇家を基本単位として社を組織し、高齢で農業に精通した人望の厚い者一名を社長(職役)に任命して社内ノ統率に当らせる。社長は勸課農桑を主な職務とし、具体的には、種田・桑棗の栽種、水利灌漑・社内ノ相互扶助・荒田復墾・虫蝗駆除等の監督、社の人々の動情の状態の調査と教化、社内ノ設置された義倉・社学の管理、婚姻・家財・田宅・債負をめぐる紛争の調停などが義務づけられた。

こうした社制の性格については、大別して二つの見解が存在する。一つは、農業生産をめぐる相互扶助的な共同体的組織として捉える清水盛光、岡本敬二、柳田節子氏らの理解である。その特徴は、社制が「社規」の規定通り現実に機能したと想定する点にある。だが、仮にそうであったとしても、社制に共同体的性格を認めるのは困難であろう。いかに地域性を考慮して編成された農民の生産と再生産に関わる組織であっても、国家の強制力を背景として一定の戸数原則に基づき編成され運営される郷村制は、あくまで国家による社会の政治的編成である。また、清水氏らの理解からは、勸農を目的とする中国史上特異な郷村制がなぜ元代に成立したのかを十分に説明することが難しい。社制の性格は、「社規」の内容とともに、社制施行時に元朝国家が有していた政治的課題、社制の具体的な運営実態に関する分析を踏まえてこそ把握できるだろう。継承すべきは、こうした視点からアプローチし、社制を元朝支配下の治安維持・社会秩序維持を図るための組織として捉える井ノ崎隆興、梅原郁、太田弥一郎氏らの理解である。しばらく三氏の議論の跡を辿ろう。

井ノ崎氏は、漢人世侯の強固な基盤となった「保社」「郷社」等の自衛団的組織を元朝支配の基礎組織として再編成することに社制施行の政策的意図があったこと、また「至元七年籍」の籍定と社制施行との関連性に着目し、社制の施行を元朝の郡県制的支配整備の一環として理解する。さらに社制運営の実態を検討し、社制の目的は「農業生産力の昂揚と治安

維持の二つであった」が、前者が実現したのは至元中期までの華北に止まり、その後も現実に機能したのは鄉村社会の治安・秩序維持であったと結論する。井ノ崎氏は至元中期以降における社制の性格の変化として治安・秩序維持の機能を認めた。これに対して梅原氏は、主に華北と江南における社制の差異性、すなわち江南では「民間の治安維持に際する記事―偽鈔の取締り・淫祀邪教の督察・逃亡軍人・漏戸の告発・警跡人の管理など―には、必ずといって良いくらい社長も加えられて」いた事実に着目し、「名目はともかく、実際上は鄉村の有力者を」社長に任命して「民事・刑事事件の一部に責任をもたせ、モンゴル支配下における秩序維持の布石とすること、これが江南の社の目的であり現実であったのでなからうか」と論じる。如上の井ノ崎、梅原両氏の理解を太田氏は批判的かつ発展的に継承する。太田氏は、次の三点――①至元七年中に全国の都市居住人戸を社に組織して社会秩序維持を図ったこと、②「社規」の事項をすべて実行することは当初から不可能であると指摘されていたにも関わらず、元末まで度々「社規」を頒行し続け社制の徹底化を図っていたこと、③游手好閑な者への教化、非違の觉察、搜索の協力など、華北・江南・都市・農村を問わず散見する社長の役割は、至元中期以降の社制の変質や華北と江南の社制の差異性によっては十分に説明しえないという。そして、社制の一貫した目的は、社長を支配機構の末端の触手として位置づけ「本業に務めない游手好閑兇悪の者」への教化を通して社会の秩序維持を実現することであり、抑民的な非違の觉察や搜索の協力等の任務は社会秩序維持機能がより直接化したものであると捉える。さらに勸農の任務についても「単に農業生産の増大を図ったと言うよりは、むしろ『本業に務動』せしめ、社会秩序を乱す懼れのある『游蕩の徒』の発生を抑えることの方に重点があったとみなしうるのではあるまいか」と推測し、このように考えてこそ社制の性格は顛倒することなく理解できると主張する。

右の三氏の議論によれば、社制が農業生産をめぐる組織として機能したのは戦乱で荒廃した元初の華北に止まり、時期や地域性を問わず一貫した社制の性格は、社長の教化を通して社会秩序維持を図るための社会の政治的編成であった。こうした理解を裏付ける史料を一つ挙げよう。梁寅撰『新喻梁石門先生集』巻九「勸農」は、当時の勸農を担う社長の存在

を周代の族師・里胥と漢代の三老・力田に比定した上で、その職務について次のように記す。

郷里の治を論ずれば、宜しく社司の職を重んずべし。里長は科徴を督し、社司は民事を任う。社司をして白直を置き、民或いは游惰し、或いは奸惡し、或いは風を傷り俗を敗れば、皆な詰して之を笞するを得しむ。

元代後半を生きた梁寅は、游惰・奸惡で風俗を乱す者への教戒を社長の職務として説いている。つまり、同時代人によっても、社長の職務は教戒を通した社内の秩序維持と認識されていた。なお、「勸農」のテーマの下で社会秩序の維持を問題としてしていること自体、元代の勸農の基調を考える上で注目に値するが、この点は本章で検討しよう。

ところで、一般に社会秩序はイデオロギー＝実践的の行爲規範を媒介として成立しており、国家の目指す社会秩序の維持は、法的強制や暴力的制裁のほか、支配的イデオロギーを人民の意識に受容させることによって実現される。⁽¹²⁾ 社長による教戒は正にこの支配的イデオロギーの教示に該当する。とすれば、社長には人々を教戒する際に則るべきイデオロギーが何らかの形で提示されたと推測されるが、その存在は従来明らかにされていない。「社規」の中の社会学の規定には「孝悌忠信、敦本抑末」と見えるが、これは社長に対する教示ではなく、また抽象的に過ぎる。ここで想起されるのは勸農文の存在である。南宋期の勸農文は、農業生産の指導督励とともに多分に農民教化のイデオロギーを含むものであった。また、同じ勸農の名の下に行われた以上、勸農文の発布と社制との間には何らかの関連性が予想される。

次に、元朝の勸農体系上における勸農文の存在を具体的に検討して、社制と勸農文の関係について考えることにしよう。

(二) 元代勸農体系上における勸農文の位置

周知のように、元代には司農司、巡行勸農司、勸農營田司等の勸農を専掌とする官司が設置され、また提刑按察司(至元二八年以降は肅政廉訪司)も勸農に携っていたが、これらの官司の具体的な職務は、地方官——路・府・州・県官が行う勸農業務の勤務評定・上申などの監察的なものであった。実際に郷村を巡視して社長と交渉をもち、社長の権限外の社内の

元代勸農文小考 (伊藤)

問題の処理、社長の勤務状態の監督等の勸農業務を行うのは地方官であった。勸農文の発布もまた彼ら地方官の職務の環境である。『通制條格』卷一六、田令「農桑」第三条はこのことを次のように伝える。

至元二十八年十二月十五日、中書省奏すらく、「江南の勸課農桑は、那裏の路の官毎が親身みづかみら巡行するので、百姓を擾擾している。行かせないようにすれば、怎生か」と奏したところ、『理会のある南人毎と一処に商量して説え』と聖旨があった。俺ら衆人が南人毎と一処に商量したところ、那的毎も也た則すなはちだ這般このやうに説う。『江南の勸課農桑は、官人に提調させなくとも、百姓毎も也た怠慢せず向むか前まへめてゐる。官人毎に巡行させず、時節に依り文書を行せば、中ちゆうしい』と説っている。俺らも也た那般このやうに商量した」と奏したところ、「那般にせよ」と聖旨があった。此を欽しめ。

江南では翌二九年二月の勸農から、地方官の巡視による勸農に替わり、文書の発布による勸農が実施されるに至ったことが明らかである。管見の限り、元代の江南において地方官が勸農を目的に発布した文書は勸農文以外に存在しない。元代における勸農文の発布は、至元二八年一二月、江南を対象に地方官の職務として制度化された。

右の史料では、勸農文の発布へ勸農の方法を変更する理由として、地方官の巡視が農民に被害をもたらすこと、ならびに江南の農民は巡視による勸農を俟たずとも自ら農業生産に励んでいることの二点が指摘されていた。勸農文発布の背景について、いま少し詳しく見ておこう。江南における勸農文の発布は、七年後の大徳二（二二九八）年九月、「農桑文冊」（各地方官が管轄領域の栽植・養種・学校等の数目を調査した報告書）の弊害が指摘された際に再び確認される。そこでは、勸農文発布の理由として、「地窄く人稠く、多く山水の占むる所と為り、大いに中原と同じからず」という江南の環境条件とともに、「土着の農民、世よ本業に務め、勸を加うるを須いざるも、自ら能く勤力して、以て地利を尽す」農業経営の狀態が挙げられている。すなわち、勤勉に労働に励む農業経営の存在が地方官の巡視による勸農を不要ならしめたのであり、このことは勸農文の発布が当時の江南の小経営農民の成長段階に適合した形態の勸農であったことを物語っている。

もう一つの理由である地方官の巡視がもたらす弊害については、華北・江南を問わずしばしば指摘されているが、これ

と勸農文発布との関係を明快に論じるのは『王禎農書』農桑通訣集之四、勸助篇第一〇である。王禎はまず地方官の巡視による勸農の現状を次のように捉える。

借い勸農と曰うも、比ろ駕を命じて出郊するに及ばば、先ず文移を為し、各社各郷をして預め相い告報せしめ、期会して斂を責し、祇だ煩擾を為すのみ。

そして、この現状を柳宗元の種樹の教訓によって戒めた上で、次の打開策を打ち出す。

庶くは、民に長たる者之を鑑み、其の宿弊を更め、其の恵利を均しくし、但だ具さに教條を為り、相い勸励せしめ、化を期せずして民自ら化さんことを。又た何ぞ必ずしも駕を郷都に命じ、移文して期会し、下を欺き上を誣きて、自ら効利を激め、然る後定典を為さんや、敢て有司に告げ、請うらくは著して常法と為し、以て親詣煩擾の害を免かれれば、斯民幸甚たらんことを。

彼は勸農を口実とした官吏の巧みな貪利を厳しく批判し、解決策として地方官が作成した「教條」、すなわち勸農文に基いた郷村社会側での教化を主張している。

以上、勸農文の発布は至元二九年以降の江南を対象に制度化されたこと、またその理由は地方官の巡視がもたらす弊害と地方官の巡視を必要としない勤勉な農業経営の存在の二点にあったことを見た。この二つのうち、地方官による巡視の弊害が華北でも共通に見られたことを踏まえれば、後者こそ重要な要因であったと考えられる。ともあれ、元代における勸農文の発布は江南に限定されており、華北では地方官の巡視による勸農が存続した。事実、現存する元代の勸農文は一例を除きいずれも江南で発布されたものである。華北における一例とは、至元九（一二七二）年頃、平陽路判官であった王憚が自己の裁量に基いて発布したものであり、国家的制度に支えられた勸農文とは異なる。

さて、地方官の巡視による勸農の場合、至元二八年六月の「至元新格」に

諸そ州県官は、勸農の日に、社内に游蕩好閑にして、生理に務めず、累ねて勸むるも改めざる者有らば、社長をして須得ず衆に對して學明し、懲戒を量示せしめよ。

元代勸農文小考 (伊藤)

とあるように、地方官は巡視の際、社長の再三の教戒にも関わらず依然として游蕩好閑な人物を社長に必ず懲戒させるよう規定されており、当然その際には社長による教戒の規程が提示されたと推測される。地方官の巡視が廃止された後の江南では、こうした機会は存在しない。だが、社長に教戒の規程を提示することは不可欠なはずであり、勸農文はそうした機会に代わる機能を果たしたのではないかと予想される。次にこの点を検証しよう。

先に見た王禎の議論では、勸農文に基く実際の教化は郷村社会の側に委ねられていたが、この郷村社会は、地方官の巡視による勸農の対象を「各社各郷」「郷都」としていたように、社制もしくは郷都制によって編成されたものである。社のほかに郷都が挙げられているのは、元代の江南では一般に南宋以来の郷都制を継承し、郷と都を単位に租税の催納・治安維持を主要任務とする里正・主首の役が実施され、社制と郷都制が併存していたため、あるいは都を単位に社長を設置する場合があったためである。とすれば、勸農文は社制もしくは郷都制によって編成された郷村社会における社長の存在を前提に発布されたと考えられる。華北の例ではあるが、王禎の勸農文はこのことを明確に示している。計一三に上る教条を提示した後、彼は次のように記す。

已上の事條に拠り、社長・耆老人等に仰せて、各おの当社に於いて、時時開陳し、事に隨いて推行し、利に因りて利し、其の動情を察して之を勸懲し、因循苟且して、徒に文具わるを致さざらしむるのみ。

〔秋澗先生大全集〕卷六二「勸農文」

社長・耆老人らに対して教条に則り社内の人々を教戒するよう命じられている。また江南の勸農文でも、爾等一郷の老、当に一郷の子弟を帥いて、胥い訓告し、胥い教誨すべし。爾農父老、敬みて之を聴き、爾の子弟に誨え、各おの宜しく遵依せしむべし。など、必ず父老らに対して勸農文の内容に従って人々を教戒するよう命じられている。父老とは、前代の例からすれば、経済力に富むとともに郷村の人々の信望を集めた高齢の有徳者である。これは社長の選任資格と軌を一にしており、元代の勸農文に見える父老とは、社長の雅な表現、あるいは少くとも社長を含めた郷村の有徳者たちと理解してよいだろう。したがって、元代の勸農文は社長の存在を前提に発布され、社長は勸農文の内容に準じて郷村の農

民を教戒したと考えられる。

以上、元代江南における勸農文の存在とその背景を確認するとともに、元代の勸農文は社長の教戒規準を提示する機能をもつことを見た。だが、それはあくまで制度的側面から捉えたに止まる。章を改めて勸農文の内容を分析し、勸農文の機能をより具体的に掴むことにしよう。なお、勸農をスローガンとする社制が現実には社会秩序維持として機能した論理については未だ十分に明らかではないが、元朝国家の勸農理念が表明された勸農文の分析はこうした疑問を解く鍵にもなるはずである。

二 元―明初における勸農文の特徴

元代の勸農文の内容分析に入る前に、議論の前提となる次の二点を確認しておく。第一は、現存する元代の勸農文の数は少ないため、元末の朱元璋政権下で発布された勸農文と明初の勸農文も同時に取り上げて検討してゆくことにする。それは、朱元璋政権・明初の勸農文の勸諭内容が元代のものと同基本的な同一なためであり、同時にこの事実が勸農文の歴史の帰結を考える上での一つの前提となるためでもある。なお、明初における勸農文発布の制度の存在については次章で検証する。第二は、現存する元―明初の勸農文は概ね在野の儒者などによって代筆されていることである。これは南人の仕官が困難であった元代江南社会の特殊性に起因した現象といえよう。但し、勸農文が代筆によることは、元朝の勸農理念を探る上で何ら障害となる現象ではない。それは南宋期にも散見する現象であり、またその発布自体はあくまで地方官によって行われたからである。なお、勸農文の記述の引用に際しては、撰者・タイトル・所収史料とともにその発布地を示す。

さて、南宋期の勸農文はおよそ農業生産の指導督励と農民に対する禁止事項の二つから構成されていたが、元―明初の場合はどうだろうか。些か長文に及ぶが、まず元―明初の勸農文の概要を窺うために一例の全体を見ておこう。処州路龍

元代勸農文小考 (伊藤)

泉県で元代後半を生き王毅が執筆した勸農文の全文は次の通り。

予が心勸農にあるも、実に難き其の文。農人曉らず、徒爾徒爾に云云す。今此の文を作るに、四字もて句と為す。浅近なること明白なるも、開諭すべきことを慮う。爾農父老、敬みて之を聴き、爾の子弟に誨え、各おの宜しく遵依せしむべし。世に井田無く、貧富均しからず。天下の苦、農人に如くは莫し。春耕せば則ち雨ふり、夏耘れば則ち暑し。百般の勤勞、枚挙すべからず。本業の外、間事言う莫し。日勤一日にして、方に饑寒に充つ。古え自り以來、治むるに農を本とし、理に循いて善と為し、義を敬み宗を篤くす。先ず孝道を行い、雙親を奉養し、乃の宗族に睦し、彼の郷隣に和せ。爾農人に勸むるに、賭博を学ぶ莫かれ。博奕の人、家必ず蕭索す。爾農人に勸むるに、奸姪に去く莫かれ。他人の妻に、邪心を起す莫かれ。爾農人に勸むるに、賊侶に従う莫かれ。他人の物、一毫も取る莫かれ。爾農人に勸むるに、牛畜を殺す莫かれ。耕田に力を得れば、其の肉を食う莫かれ。爾農人に勸むるに、婦は絲麻に勤めよ。貞潔節儉し、夫を助け家を起せ。酒食を好む莫かれ。糞束を食う莫かれ。布衣菜粥、飽足するに易ければ、人書を読まず、夢覚むる所無し。日ごとに農に事め、夜ごとに学に向わば、言温氣和す。恭しく田主を敬い、租課早還せよ。糧は官府に差し、無籍に学ぶを休め、催取を待つ莫かれ。己を推して人に及せば、事に妄語すること無し。人に佃すを強いること莫ければ、自然に事無し。能く此の言に依りて、風移俗易し、男は耕耘に務め、女は紡織に勤めよ。斯の文をして、徒に墻壁に掛けしむる勿かれ。勸諭に違わざれば、是れ愚痴と謂う。刑責身に及びて、悔いると雖も何ぞ追追はん。(王毅撰『木訥齋文集』卷二「勸農文」 九州路龍泉県)

この勸農文も大別して農業生産の督励と農民の禁止事項とから成っている。但し、確かに農作業の督励は行われているものの、具体的な農業技術・経営指導は姿を消し、農民の労働意欲を喪失させ社会秩序を乱す要因に対する警戒に終始していることも明らかである。こうした傾向は他の勸農文ではどうであらうか。以下、南宋期との比較を念頭に置きながら、農業生産の督励と農民の禁止事項の二側面の内容を検討していこう。

農業生産に関する記述を二三挙げよう。

○夫れ農は天下の本、有国の急務なり。古えの人云えらく、一生の計は、一年の計に勤むるに在り、と。春に在りて是の時失うべから

ざるなり。……爾父老帰りて子弟を督せ。爾の耒耜を治むれば、則ち器鈍からず。爾の陂池を浚わば、則ち水涸まるべし。

(唐) 元撰『筠軒集』卷一三「本路勸農文」 (徽州路)

○夫れ水旱の不時なりき、此れ天敵なり。堤防必ず築きて以て水患を泄^そぎ、陂塘必ず浚^といで以て水利を通し、水旱の備を修むるなり。人事尽さず、之を天時に倣ぬるは、爾農重困する所以なり。

(陸) 文圭撰『滄東類稿』卷一〇「勸農文二首」 (集慶路句容縣)

○宜しく爾の稼穡に励み、爾の耒耜に力むべし。陂池を浚^といで以て早暵を防げ。艸萊を辟きて以て餘熟を致せ。蚕桑に事めて以て衣服に供えよ。鶏豚を畜いて以て蒸嘗に備えよ。

(明) 舒頌撰『貞素齋家藏集』卷一「績溪興勸農文」 (徽州府績溪縣)

これらでは、古典の引用によりつつ農業の重要性が説かれるとともに、春時の農作業への従事、農具の整備、水利施設の修築、養蚕への従事などが命じられている。しかし、それは農業技術・経営指導と呼ぶに値する具体的なものではない。念のため、農業生産について最も紙幅をさいて言及する黄潛撰「諸暨州勸農文」(『金華黃先生文集』卷二〇 紹興路諸暨州) を見ておこう。彼は「是の州の地産素より薄く、之に兼ねて山に襟し湖に帯し、旱澇相い半ばす。仍歳凶歉あり、民多く阻飢す」という当地の「著年」たちの現状報告を「夫れ尽く其の人に在るを知らずして、一切其の天に在るに聴すは、不可なるべし」と戒め、戦国・魏の李悝の「尽地力之教」を紹介した上で次のようにいう。

然らば則ち地力を尽さんと欲する者も、亦た人力を尽すに在るのみ。誠に能く而の子弟を率い、其の四肢の力を竭して、以て南畝に従事すれば、將に富年の入、減らず益増するを見んとす。蓄積既に多ければ、穢い旱澇有るも、乏食の慮無かるべし。

人力を尽して地利を遺さないこと、すなわち集中的に労働力を投下し土地生産性の向上に努める中国農法の伝統的命題が示されている。だが、これはあくまで伝統的命題の提示に止まる。牛耕による入念な耕起整地、中耕除草、施肥による地力維持、蘇茹麻粟粟豆などの適地栽培を提唱して小農民にも一定の収穫を確実に保証する「陳勇農書」に典型的に見られた南宋期以来の先進的な農法には高められていない。とすれば、黄潛の主眼は、そもそも農業技術・経営の指導にあつたのではなく、他の勸農文と同じく農業労働への勤勉な従事を促すことにあつたと理解される。

元代勸農文小考（伊藤）

これに対し南宋期の勸農文では、全てではないにしろ朱熹やその門下が執筆したものに代表されるように、両浙路（特に浙東）の河谷平野をモデルとした水稻作技術や麦作の奨励をはじめ、農民の階層差に留意しつつ『陳旉農書』と同様の見地から各労働過程を詳細に解説する技術・経営指導が行われていた。そうした指導と元一明初の勸農文の記述とを比較すれば、元一明初の勸農文では農業技術・経営指導はもはや消滅したといえる。なお、朱元璋政権下の勸農文には逃戸の帰還や荒蕪地の復墾を提唱する記述もあるが、それは戦乱からの復興を図らざるを得ない特殊な状況下の産物であり、また具体的な技術・経営指導は行われていない。

こうした農業技術・経営指導の消滅は、勸農文発布への勸農方式変更の一要因として前章で確認した「能く勤力して、以て地力を尽す」農業経営の存在に対応した現象であろう。元朝国家が当時の江南の農業経営のあり方に適合的な方式の勸農業務として勸農文の発布を選択したように、一般に勸農の形態と内容は、農業生産力の発展段階とその生産力を担う農民の存在形態に規定され、それと見合ったものにならざるを得ない。勸農政策史の視点から見ると、当時の江南では、農業生産力の発展と小経営の自立化によって、農民の直接的生産と再生産過程に対する国家の技術的指導は不要なものとしていたと理解してよいだろう。

してみれば、元朝の勸農文発布の目的は農業生産への実質的な指導以外の面にあったに違いない。農業労働への勤勉な従事が説かれたのは、「時に依りて蒔種すれば、則ち物性逐げ、且つ衣食足り、然る後礼義を知れり」（唐元撰「本路勸農文」）「苟くも農に務めざれば、則ち飢寒生ず。飢寒生ずれば、則ち盜賊作る。此れ理の必然なり」（舒頤撰「貞素齋家藏集」巻一「丁酉勸農文」）徽州府績溪縣などとあるように、農民を農業生産に専念させ衣食を充足させることが社会秩序維持の基礎であると伝統的に認識されていたからである。元一明初の勸農文の主眼は、農業生産の督励以外の面、すなわち社会秩序の維持に関わる農民の禁止事項の提示にあったと考えられる。続いて、農民の禁止事項の内容へ眼を移すことにしよう。

本章の始めに見た王毅の勸農文では「爾農人に勉むるに」の下に賭博、姦淫、盜賊、屠牛、奢侈が「莫かれ」と明確に禁止されていたが、他の例も幾つか見よう。

○又た須く父母を孝養し、兄長に遜うべし。逸を淫にし遊を淫にする母れ。情農自安し、勤めず勞せざれば、越に其れ黍稷有ること固し。爾農戒めよ。其れ或いは男を好み、鬪狠・博奕・飲酒し、其の淫祀に聚り、良民を驅誘すれば、邦に常刑有り。罪爾の身に及ぶも悔いるべからず。

〔陸文圭撰『贈東類稿』卷一〇「戊辰勸農文」 江陰州〕

○爾父老重ねて子弟に告げよ。曰く、父慈子孝、兄友弟恭なれば、則ち家道肥ゆ。男耕し女織り、游蕩に事めざれば、則ち衣食裕かなり。賭博し酒食を縦にして以て家を破る母れ。上を犯し陰私を許きて以て俗を敗る母れ。鬪狠し法に違う者は身を傷つく。欺詐反覆する者は禍を致す。皆な爾農の当に戒むべき所なり、と。

〔唐元撰『本略勸農文』〕

○其れ或いは父に順わず、兄を敬わず、姻に睦まず、党いは賭博を以て賢と為し、争鬪を以て強と為し、訟許を以て能と為して、農事に務めざれば、律すに常條有り。

〔明・徐一夔撰『始豊稿』卷九「勸農文」 杭州府〕

およそ怠惰、賭博、飲酒、鬪争、訴訟、淫祠への集結が禁止事項として挙げられている。これらは労働意欲を削ぎ社会秩序を乱す家内部の個人的精神的な要因（奢侈、怠惰、賭博、飲酒等）と郷村の社会関係上の要因（盜賊、姦淫、鬪争、訴訟、淫祠への集結等）の二つに整理できるが、同時にそうした行為を規制する行為規範として父母の孝養、年長者への恭順が提示されている。先の王毅の勸農文では「先ず孝道を行い、雙親を奉養し、乃の宗族に睦し、彼の郷隣に和せ」と父母の孝養のほか、宗族・郷村の和睦が明確に教示されており、こゝうした例は他にも「其れ爾の身を修め、爾の行いを飭し、爾の父母を孝養し、爾の兄弟に友愛し、爾の郷隣に和睦し、爾の宗族を調恤せよ」（明・李繼本撰『一山文集』卷七「東安原勸農文」 順天府東安縣）などである。つまり、農民に対する禁止事項の基調は、父母の孝養、宗族・郷村の和睦などの行為規範の教示を基礎に、社会秩序を乱す恐れのある個人的精神的な要因と郷村の社会関係上の要因を規制することにあつた。

また、農民の禁止事項の特徴として、南宋期の勸農文の勸諭に比べて具体性に乏しく抽象化・定型化している点も指摘

できる。これは、南宋期に特に重視されていた田産をめぐる争訟、兼併・利貸による地主の小農民抑圧に対する規制の面に顯著である。南宋期の場合、詳細な解説と規制が施されるとともに、農民相互間、地主と小農民の間を調停する「貧富相養」「主佃相資」等の行為規範もしばしば教示されていた。²¹⁾ 元一明初の場合はこれと対照的である。争訟の面から見れば、確かに「飲博争訟する勿かれ」(陸文圭撰「勸農文二首」)「正しく疆界を定むれば、隣争いを息む」(唐元撰「本路勸農文」)などと規制されているが、争訟の諸要因に関する解説は見られず、とりわけ重視されているようには窺えない。一方の地主佃戸関係、地主による小農民の抑圧を規制する例は、元代には一つしかない。先掲の王毅の勸農文である。そこでは、佃戸に対して「恭しく田主を敬い、租課早還せよ」と地主への人格的恭順と小作料の早期納入が命じられ、地主に対して「人に佃すを強いること莫ければ、自然に事無し」と小作の強要が戒められていた。明初の勸農文でも、兼併の家による小農民抑圧に注意を払うものが一つあるに止まる。²²⁾ しかも「主佃相資」等の地主佃戸関係に視点を置いた行為規範は見られず、王毅の例にある「彼の郷隣に和せ」といった郷村の社会関係全般に互る行為規範が教示されるにすぎない。

もちろん元代の江南社会でも、田産をめぐる争訟や賃租関係・高利貸に基く地主の佃戸支配は存在しており、²³⁾ それに対する調停・規制は必要だったはずである。にも関わらず勸農文の勸諭の抽象化・定型化が進んだのは、社制によって軽微な民事的紛争の教諭的調停を職務とする社長が設置されたために、恐らく詳細な勸諭は必要ではなく彼らが行う教戒のアウトラインを教示すれば十分であったからではないだろうか。

ところで、南宋期の勸農文の最終的な目的は、小農民の安定的な再生産とともに確実な租税収取の実現を図ることにあった。元一明初の勸農文でも、勸諭は家・郷村社会レベルに関するものだけに止まらない。たとえば唐元撰「本路勸農文」が

欽んで惟うに、聖朝寛仁を以て天下を治め、農に務め穀を重んずるを以て化原を教くす。曩歳德音を頒ち、天下の田租の半ばを減す。歌謡道に載ち、以て太平を頌う。

と記すように、国家の農民保護の姿勢を明示して自らの支配の正当性を主張する。他に地方官の善政などを示す場合もある。そして更に「糧は官府に差し、無籍に学ぶを休め、催取を待つ莫かれ」（王毅撰「勸農文」）「夫れ上は法を立てて以て民を衛り、民は力を出して以て上に供するは、古今の常理なり」（明・高啓撰『高太史竟素集』巻五「勸農文」）蘇州府長洲県などと租税納入を明確に義務づけている。確実な租税收取の実現は、元―明初においても勸農の究極の目的であった。

如上の検討によって、元―明初の勸農文の特徴は明らかに変わったろう。これまでの検討を整理しながら元代江南の勸農の基調を考えてみよう。具体的な農業技術・経営指導は姿を消し、社会秩序を維持するための勸諭に終始する点だが、元―明初の勸農文の大きな特徴である。すなわち、当時の勸農文の主眼は、農業労働への勤勉な従事を督励することを前提に、父母の孝養や宗族・郷村の和睦などの行為規範によって社会秩序の維持を図ることにあった。また、勸諭の抽象化・定型化も看過しえない特徴である。こうした特徴は南宋期の幾つかの勸農文にも見られるが、元―明初の勸農文からは一貫して看取される。逆に農民の生産と再生産に関する具体的な技術・経営指導は、南宋期の勸農文の特徴といえる。元―明初の勸農文における農業技術・経営指導の消滅は、表面的には勸農文の形骸化ともいえよう。しかし、社会秩序の維持は同じく勸農の名目を冠した社長の実際の機能にも共通するものであり、むしろ社会秩序の維持を通して租税收取の実現を図ることこそ、元代の勸農文の主眼であり、元代江南の勸農の課題であったと考えられる。梁寅撰『新喻梁石門先生集』巻九「勸農」の記述は、こうした理解を裏付けてくれる。前章で見たように彼が「勸農」のテーマの下で社会秩序の維持を問題としたのは次の認識があったからである。

窃かに嘗て近世の弊を論ずらく、夫れ農は必ずしも勸めざるなり。唯だ之を擾すこと母きに在るのみ。農は教うるに在らざるなり。唯だ游惰を禁ずるに在るのみ。

梁寅は、当時の農民は国家による具体的な指導を必要としておらず、巡視によって農民に負担をかけないこと、また農民の游惰を禁止することが勸農の課題であるという。元―明初の勸農文は彼と同様の認識の下に発布されたに相違ない。

元代勸農文小考（伊藤）

勸農をスローガンとする社制が現実には社会秩序維持として機能したのも、当時の勸農の基調が正に社会秩序の維持にあったからに他ならない。さらに右の理解を裏付ける現象として、元代の江南には論俗文（勸諭文）が存在しないことを挙げ得る。それは、勸農文が論俗文と同様の社会秩序維持を目的とするに至り、論俗文が存在意義を喪失したためであろう。以上のように、農業技術・経営指導の機能を失いながらも、社会秩序維持のための支配的イデオロギーの教示を目的に明初まで発布され続けた勸農文は、どのような理由で廃止されたのだろうか。章を改めて勸農文の歴史的帰結の検討へ向かおう。

三 歴史的帰結——勸農文から「六諭」へ——

まず明初における勸農文発布の制度について検証しておく。管見の限り、明代の勸農文発布に関する制度規定を記した史料は存在しないが、洪武九（一三七六）年閏九月、直言を求める詔に依じて上奏した太原府平遥県学訓導・葉伯巨の「萬言書」（『皇明經世文編』巻八、所収）の次の記述は、明初における勸農文発布の制度の存在を示唆する。

今の守令、戸口・錢糧・簿書・獄訟を以て急務と爲し、農桑・学校、王政の本に至りては、乃ち視て虚文と爲して之を不問に置く。将^レた何を以て黎民を教養せんや、農桑を以て之を言わば、方春に州県一文帖を下し、里中文状を回申するのみ。守令未だ嘗て親ら種^レ時の次第・早潦預備の具を点視せざるなり。

戸口・租税・会計事務・裁判の問題に専念し、統治の要である勸農や学校に関する職務をなおざりにする州県官の勤務状態を憂え、その具体例の一つとして、農民の労働状態や災害時の備えを調査せず文書を発布するに止まる勸農の現状を挙げている。ここでいう勸農の名の下に州県官が発布する文書とは、勸農文を以て他にない。しかも、当時の勸農の常態として述べられているから、勸農文の発布は明初においても南宋・元代の制度を踏襲し地方官の職務の一環として制度化されていたと解される。²⁷⁾

さて、勸農を名目に発布されたとはいえ、前章で見た通り、明初の勸農文も実質的には社会秩序維持のためのイデオロギ-的課題を担うものであった。したがって、その消滅の理由は当時のイデオロギ-政策の中にあつたと予想される。しばらく明初のイデオロギ-政策の概要を確認してみよう。

明初には多くのイデオロギ-的施策が行われた。主なものを挙げれば、里社壇・郷厲壇の設置と会飲誥誓の挙行（洪武八年から）に整備されていく民間信仰の規制、悪行・善行の人物を榜示して教化するための申明亭・旌善亭の設置（洪武五年から）、“齒序”に基いた理想的な郷村秩序の形成を図る郷飲酒礼の挙行（洪武五年から）、郷村の子弟を教化する社学の設置（洪武八年から）などである。同時に、郷飲酒礼で使用される『申明戒諭書』（洪武五年）、君・臣、士農工商それぞれに訓戒を施す『資世通訓』（洪武八年）などの勅撰書の類も編纂・頒行されている。さらに明初の社会政策を特徴づける対富民政策でも、廣濟・籍没等の暴力的物理的弾圧とともに、太祖・朱元璋自らの訓諭や義門に対する旌表といったイデオロギ-的施策がとられた。森正夫、檀上寛両氏によれば、対富民政策の目的は郷村社会で大きな政治的影響力をもつ富民層を「集権的権力機構に包摂し、その維持のために積極的に利用することにあ」り、太祖自らの訓諭・義門への旌表等のイデオロギ-的施策は「理想的富民の再生産という長期的展望に立」ち「永久に続くべき王朝支配の礎となる理想的富民としての意識の变革」を図るものであつたという。

ところで、明初にはイデオロギ-政策と並行して、対富民策もその一環とする官田化政策、徙民・開墾（計口授田）政策が実施された。森正夫氏によれば、前者の意義は、地主佃戸関係の展開によって江南に形成された土地所有の不均衡に対して一定の改革を加え自作農を育成することにあつた。また鶴見尚弘氏によれば、後者の目的も小土地所有に基いた自作農の育成にあつたという。均一な自作農を創出することはあくまで理想であるが、先の対富民政策も併せ見るならば、これらの政策の目的は、分厚い自作農層を中間に置き、上は富民・地主層、下は自小作・自作兼備作農層から成るピラミッド型の階層構成——里甲制編成に適合的な農民の階層構成を創出することにあつたと考えられる。

元代勸農文小考（伊藤）

したがって、先に確認した多様なイデオロギー的施策は、そうした農民諸階層を明朝の理想的な被支配者（「良善之民」）に育成し、郷村社会の理想的な秩序を形成・維持してゆくための策と理解される。勸農文の発布もこうした課題の一翼を担っていた。だが、里社壇・鄉厲壇、申明亭・旌善亭、郷飲酒礼などの装置や儀式が里甲制の成立（洪武一四年）後もその運営を里甲内に委ねて存続したのに対して、勸農文の発布は洪武一二年を最後に史乘から姿を消す。そして、従来の指摘によれば、以後勸農は民事的紛争の調停、教化とともに里甲内の里老人の職掌になったという。とすれば、勸農文廃止の理由を捉えるには、その後の勸農の基調も認識しておく必要がある。次に、里甲制下の勸農業務をその質に留意しながら見てみよう。

里老人の勸農業務を示す史料としてよく引用される『教民榜文』（洪武三二年四月頒行）の第二四条には次のようにある。

河南・山東の農民の中、有等の懶惰のもの、肯て農業に勤務せず、以て衣食の給せざるを致す。朝廷已に嘗て人を差わして、耕種を督併せしむ。今号令を出して、此の後は止是各おの該里分の老人をして勸督せしむるのみ。村毎に鼓一面を置き、凡そ農種の時月に遇わば、五更に鼓を播ち、衆人鼓を聞きて田に下りれば、該管の老人点聞せよ。若し懶惰にして田に下りざる者有らば、老人の責決するを許す。務要ず厳切に見丁の着業を督併し、惰夫の游食するを容す母れ。若是老人肯て農人を勸督せず、窮窘して非を為し法を犯し官に到らば、本郷の老人に罪有り。

農民が生産から遊離して犯罪を起さぬよう農民の労働状態を監督すべきことが里老人に命じられており、「勸農鼓」の使用は農繁期におけるその具体策である。だが、農民の直接的生産・再生産に関する技術的指導は任務とされていない。

このほか『教民榜文』の第二九条、第三〇条では、それぞれ「桑株棗柿棉花」の栽種と養蚕の奨励、水利施設の管理について規定されているが、前者に関する里老人の任務はあくまで監督に止まり、後者は直接的生産・再生産ではなく社会的再生産レベルの調査・監督である。

また、洪武二七（二三九四）年四月の里老人制施行以前に勸農の責を負ったのは里長であるとも指摘されている。その論

拠とされるのは、『明太祖実録』巻一六一、洪武一七（二三八四）年四月壬子条のいわゆる府州県條例の次の記述である。

州県の官、宜しく風化を宣揚し、其の民を撫字し、賦役を均しくし、窮困を恤み、冤抑を審らかにし、盜賊を禁ずべし。時に里長に命じて、其の里人を告戒せしめ、教く孝悌を行い、力を南畝に尽し、非為を作して以て刑罰に罹ること母らしめよ。郷飲酒礼を行ひ、尊卑貴賤の体を知らしめ、歳終に其の行う所の善惡を察して之を旌別せよ。

詳細は窺えないものの、農民を生産に専念させるための教戒が社会秩序維持の一環として命じられていることは明らかである。以上、里老人・里長の勸農業務とされるものを見る限り、里甲制下の勸農の基調も、元代・明初の勸農文と同様に農民を生産に専念させて社会秩序の維持を図ることにあったと解してよい。むしろ、里甲制は全国的な制度であるから、明初には元代江南の勸農の基調が明らかに全国的に拡大されたと考えられる。

如上の検討を踏まえて勸農文消滅の要因を考えてみよう。まず挙げうるのは、里甲制内への勸農業務の移管である。但し、これは決定的な要因ではない。郷村制が勸農業務を担うのは元代の社制にも共通しており、また勸農の実質が社会秩序の維持にあった以上、支配的イデオロギーを教示する勸農文の存在意義が揺らぐことはないからである。したがって、勸農文廃止の決定的要因は、多様なイデオロギー的施策によってその存在意義が失われたことに求められよう。なかでも太祖自ら支配的イデオロギーを教示する勸農書の編纂・頒行の影響は大きい。先掲のほか里甲制成立後には、概ね全社会構成員の悪行・犯罪を克明に例示する『御製大誥』正・統・三編（それぞれ洪武一八年一〇月、一九年三月、一九年二月）や里老人の準則書たる『教民榜』（洪武二七年四月）・『教民榜文』が頒行された。こうした太祖自ら統一的な支配的イデオロギーを教示する勸農書の編纂・頒行は、各地方官による支配的イデオロギーの教示を不要ならしめたに違いない。

ところで、元代の勸農文が社長の教戒基準として機能したこと、里老人が社長と同様に教化・民事的紛争の調停を主要任務としたことからすれば、勸農文の後身は、里老人の準則書たる『教民榜』・『教民榜文』と想定される。このことは、イデオロギー自体の連続性を問うことによって、さらに明確とならう。最後に、この問題を検討して勸農文廃止の内実を

元代勸農文小考（伊藤）

より具体的に擲もう。

里老人制の究極の目的は、『教民榜文』第三九条が総括的に示すように、「孝弟・忠信・礼儀・廉恥」等の徳を人民に教示することにある。その際の支柱的な行為規範は、いうまでもなく「父母に孝順なれ。長上を尊敬せよ。郷里に和睦せよ。子孫を教訓せよ。各おの生理に安んぜよ。非為を作す母れ」——後世にいう「聖諭六言」・「六論」である。これは里老人制に限らず、当時のイデオロギー的施策全般に共通する太祖の支配理念が最も簡潔に定型化された行為規範である。適宜行われた父老や富民らに対する太祖自らの訓諭には、これがプリミティブな形で表れている。たとえば山根幸夫氏は「爾等各おの本業に事めて游惰する母れ。非為を作して刑辟に陥る母れ。権貴と交結して以て善良を擾害する母れ。各おの父母妻子を保んじて吾が良民たれ」という壬寅（一三六二）歳正月戊辰の訓諭を「六論」の原型と見做している。ここで想起されるべきは、こうした太祖の訓諭や「六論」とよく似た定型化された行為規範が元一明初の勸農文の中にも散見した点とである。いま一度そうした例を幾つか確認しよう。

○先ず孝道を行い、雙親を奉養し、乃の宗族に睦し、彼の郷隣に和睦せよ。

（王毅撰「勸農文」）

○非為を作す母れ、盜賊を作す母れ、酒に酔より不孝する母れ、賭博し辱めを取る母れ。

（舒頌撰『眞素齋家藏集』巻一「癸卯勸農文」 徽州府績溪縣）

○更に能く森を作す母れ、末を逐う母れ、飲博を好む母れ、鬭訟を事とする母れ、父兄に順わざる母れ、郷里を干すこと或る母れ。

（高啓撰「勸農文」）

○其れ爾の身を修め、爾の行いを飭し、爾の父母を孝養し、爾の兄弟に友愛し、爾の郷隣に和睦し、爾の宗族を調恤せよ。

（李繼本撰「東安縣勸農文」）

これらが太祖の訓諭や「六論」と類似するのは偶然ではない。陳高華、山根幸夫、濱島敦俊氏らによれば、太祖の支配理念に大きな影響を与えたのは、元末の混乱期、反乱軍の侵攻から郷里を防衛する活動に尽力した「浙東地主」に代表さ

れる在野の儒者・名望家層であり、右に挙げた例の執筆者の王毅や舒頌は正にその代表的な人物であった。これに基けば、勸農文の勸諭と太祖の訓諭・「六論」との類似という現象は、勸農文に体现された彼らの理念が太祖の支配理念へ継承されたものと理解される。

さらに次の事実も重要である。元代に広く流布した『新編事文類要啓衝青錢』の外集巻九には勸農文が一首収録されている。その勸農文は先に発布したものが難解であったことに鑑み、一句四字、計四〇句の詩律で勸諭を施す。注目すべきは、その中に「其の父母に孝なれ。……其の弟兄に友せよ。……其の妻子を拊でよ。……其の隣里に睦せよ。……各おの分守に安んぜよ。……各おの忍辱を懐け。……謹んで賭博する無かれ。……謹んで健訟する無かれ。……牛食うべからず。……但だ農務を先にせよ」と「六論」に極めて似た勸諭が見えることである。日用類書という収録書物の性格からすれば、この勸農文は勸農文執筆の際に雛形として使用されたに違いない。したがって、そもそも勸農文の勸諭の主要モメントは「六論」と軌を一にしていたと考えられる。勸諭の抽象化・定型化は元―明初の勸農文にも見られた。「六論」は王毅や舒頌などから勸農文の勸諭理念を継承した太祖がさらに抽象化・定型化したものであり、勸農文こそ「六論」の前身として把握できよう。

以上のように、洪武年間中頃まで他のイデオロギー的施策とともに国家支配のイデオロギー的課題を担う存在であった勸農文は、里甲制内への勸農業務の移管と特に太祖自らの手による統一的な支配的イデオロギーの登場を俟って、その歴史的使命を終えた。だが、勸農文の機能とイデオロギーはそれぞれ『教民榜文』とその中の「六論」へ継承されていった。

おわりに

行論の中で得た知見を整理するとともに、元代江南および明初の勸農の歴史的位付けを試みて結びとしよう。

江南を対象に発布された元代の勸農文は、農民を生産に専念させ社会秩序の維持を図ることを主眼としており、郷村社

元代勸農文小考(伊藤)

会の秩序維持を職務とする社長に教戒の基準Ⅱ支配的イデオロギーを教示する機能を果した。元代江南の勸農の基調は、もはや農民の直接的生産・再生産への指導ではなく、社会秩序の維持に基く租税収取の実現にあった。また元代の勸農文の特徴は朱元璋政権・明初の勸農文にも共通しており、勸農文は洪武年間中頃まで国家支配のイデオロギー的課題を担い続けた。その後、勸農文が廃止されたのは、里甲制内への勸農業務の移管と何よりも太祖自ら手掛けた統一的な支配的イデオロギーの登場によって存在意義を喪失したためであったが、その機能とイデオロギーは『教民榜文』とその中の「六諭」に継承された。つまり、元―明初の勸農文は、農業技術・経営指導の面を失いながらも、租税収取実現のためのイデオロギー装置の性格を高め、更に『教民榜文』中の「六諭」というより高次な支配的イデオロギーに昇華して消滅した。

これらをもとに、唐末以来の勸農政策史上における元代江南と明初の勸農の位置を図式化して示せば次のようになる。〔唐末―北宋中期〕未だ自立していない農民の直接的生産・再生産への物的援助に基く担税戸の増加と定着↓〔南宋期〕農業技術・経営指導と主佃関係等の郷村の社会関係の調停に基く小農民の安定的再生産と租税収取の実現↓〔元代江南・明初〕社会秩序の維持に基く租税収取の実現。本来、社会的必要労働としての性格をもつ勸農業務は、元代を画期として全面的に農民支配のイデオロギー的業務(経済外的強制)という敵対的なものに変質したといえよう。更にその後は、江南の水利機構を統括する官職が「治農官」と呼ばれたように、水利という社会的再生産レベルの管理が主要な勸農として認識されるようになる。

註

〔凡例〕『大元聖政國朝典章』は『元典章』と略記した。また、論文集として単行本に収録されている論文は、原発表年のみを記して原載雑誌等は省略した。

(1) 中川学「唐代の客戶による逃棄田の保有」、『橋論叢』五三一―、一九六五年。島居一康「主客戶制と課税対策」(一九七四年、『宋代税政史研究』汲古書院、一九九三年、所収)、同「宋代の逃棄田対策」(一九七四年、同前書、所収)。

(2) 斯波義信『宋代江南經濟史の研究』序章二「宋代社会と長江下流域」(汲古書院、一九八八年)。

(3) 宮澤知之「南宋勸農論—農民支配のイデオロギー」(中国史研究会編『中国史像の再構成—国家と農民』文理閣、一九八三年)以下、南宋期の勸農文について言及する場合は宮澤論文による。

(4) 『元史』巻九三、食貨一、農桑。「通制條格」巻一六、田令「農桑」第二条、『元典章』巻二三、戸部巻九、農桑、立社「勸農立社事理」、丹羽友三郎「元の勸農条面について」(名古屋商科大学論集)一三、一九六八年)は、三種の史料の校注を行なっている。

(5) 『通制條格』巻一六、田令「理民」第九款、『元典章』巻五三、刑部巻一五、贖訟「至元新格」第三款。

(6) 清水盛光『中国鄉村社会論』第一篇第二章第三節「勸農を中心としたる共同生活の規制—元の社制」(岩波書店、一九五一年)、岡本敏二「元代の社制と鄉村」(『歴史教育』一三一九、一九六五年)、柳田節子「鄉村制の展開」(一九七〇年、『宋元鄉村制の研究』創文社、一九八六年、所収)。

(7) 中村哲「中国前近代史理論の再構成・序説」(中村哲編『東アジア専制国家と社会・経済—比較史の視点から—』(青木書店、一九九三年)。

(8) 楊訥「元代農村社制研究」(一九六五年、南京大学歴史系元史研究室編『元史論集』人民出版社、一九八四年、所収)は、史料の収集量、論点の多さにおいて他の論考を凌駕するが、楊氏の提出した論点は本文で整理する三氏の議論によって網羅できるため割愛する。

(9) 井ノ崎隆興「元代「社制」の政治的考察」(『東洋史研究』一五一、一九五六年)。

(10) 梅原都「元代差役法小論」(『東洋史研究』二三一—四、一九六五年)。

(11) 太田弥一郎「元代社制の性格」(『集刊東洋学』二三、一九七〇年)。

(12) 上野俊樹「経済学とイデオロギー」第五章「イデオロギーとは何か」、第七章「アルチュセールのイデオロギー論」(有斐閣、一九八二年)。

(13) 『通制條格』巻一六、田令「農桑」第二条、第一款、『元典章』巻二三、戸部巻九、農桑、立社「勸農立社事理」第一款。

(14) 長瀬守「元代の勸農に関する官制系統について」(『東京都立杉並高等学校若杉研究所紀要』六、一九六五年)。

(15) 『通制條格』巻一六、田令「農桑」第五条

大徳二年九月、中書省・御史台呈、江南行台咨、各道報到農桑文冊、俱係可異排戸取勸殺種數目、自下而上申報文字、所費人力紙札、無非擾民。江南地窄人稠、与中原不同、農民世務本業、擬合欽依聖旨、依時節行文書勸課、免致取勸動搖。兵部議得、既是江南農事行御史台親行提調、明旨、地窄人稠、多為山水所占、大与中原不同、土著農民世務本業、不須加勸而自能勦力、以尽地利。合准御史台所擬、依時行文文字勸課相応、都省准呈。

念のため記せば、勸農文発布による勸農の方法の妥当性を江南行御史台が確認している点から明らかのように、勸農文の発布対象の「江南」とは、江南行御史台の管轄地域——江南三省(江浙・江西・湖広)内である。なお、『農桑文冊』の記載内容とその弊害については、『通制條格』巻一六、田令「可農事例」第一条、許有主撰『至正集』巻七四「農桑文冊」、参照。

元代勸農文小考(伊藤)

元代勸農文小考(伊藤)

- (16) 胡祇通撰『紫山大全集』卷二二「論農桑水利」、張養浩撰『牧民忠告』卷上、宣化第五「勸農」、梁寅撰『新喻梁石門先生集』卷九「勸農」など。
- (17) 周藤吉之「南宋の農書とその性格―特に王禎『農書』の成立と関連して―」(一九五七年、『宋代経済史研究』東京大学出版会、一九六二年、所収)によれば、『王禎農書』の「農桑通訣」は王禎が寧国路旌德県尹であった大徳初年(一二九七)に成ったという。すでに勸農文の発布が制度化されていたにも関わらず、彼が勸農文発布の形態の勸農を主張したのは、依然として勸農を口実とする地方官の巡視が不当にも行われる場合があったためか、江南以外の地域でも勸農の形態を勸農文発布へ転換することを狙いとしたためであらう。
- (18) 王禎撰『秋澗先生大全集』卷六二「勸農文」。
- (19) 『通制條格』卷一六、田令「理民」第四款、「元典章」卷二三、戸部卷九、農桑、立社「至元新格」第二款。
- (20) 事实、王禎撰『秋澗先生大全集』卷六二「勸農文」はこの側面を次のように伝える。
仰所在有司、照依已降條画、遍歷鄉村、奉宜聖天子德意、教諭社長耆老人等、隨事推行、因利而利、察其勤惰而懲戒之。
- (21) 前掲註(10) 梅原論文。陳高華「元代役法簡論」(一九八一年、『元史研究論稿』中華書局、一九九一年、所収)。
- (22) 前掲註(8) 楊論文。
- (23) 陸文圭撰『牆東類稿』卷一〇「戊辰勸農文」。
- (24) 王綬撰『木訥齋文集』卷二「勸農文」。
- (25) 小林義廣「宋代の論俗文」(宋代史研究会研究報告第三集『宋代の政治と社会』汲古書院、一九八八年)、金井徳幸「南宋の祠廟と賜額について―釈文珣と劉克莊の視点―」(宋代史研究会研究報告第四集『宋代の知識人』汲古書院、一九九三年)、須江隆「唐宋の期における祠廟の廟額・封号の下賜について」(『中国―社会と文化』九、一九九四年)。
- (26) 管見の及ぶ限り、父老らが実廟に鄉村社会において勸農文の内容を教示した場面を具体的に伝える史料は南宋期を含めて無い。その中にあって、次の馬揀撰『霞外詩集』卷八「田父詞二首」は、年老いた農夫が人々を城市に引き連れて行き勸農文の教えを聞かせる様を描写しており、興味深い。参考までに挙げておく。龍鍾田父住深村、桑柘岡頭石路分、猶領兒孫到城市、向人聽說勸農文。
- (27) 南人の仕官の困難性は、元代の勸農文の現存数が少ないことも規定したと考えられる。通常、勸農文が収録されるのは文集史料であるが、南宋期には官僚経験者の文集が多いのに対して、元代の場合は官僚経験者の文集が明らかに少ないからである。
- (28) 当時の江南の先進的な農業技術、また「陳旉農書」が説く農業技術・経営については、足立啓二「宋代両浙における水稻作の生産力水準」(『文学部論叢(熊本大学)』史学篇一七、一九八五年)、大澤正昭「陳旉農書の研究―12世紀東アジア稲作の到達点―(農山漁村文化協会、一九九三年)、参照。
- (29) 一例を挙げれば、至正一九(一三五九)年、徽州府績溪県で舒頤が代筆した「績溪縣勸農文」(『貞素齋家藏集』卷一)に次のようにある。

近年以来、南北変乱、兵革不息、田疇荒蕪、民多饑餓、非政不行、時勢然也。今將禍息乱定、埃於清寧。或逃竄山林者率皆帰来。或荒廢田疇者悉皆開墾。無以乏牛而墮耕作。無以充軍而起妄想。

(30) 当時の小経営の発展過程は、今後さらに具体化されるべき重要な課題であるが、北田英人『一九八六—八七年度科学研費補助金（一般研究C）』『宋元明清期中国江南三角洲の農業の進化と農村手工業の発展に関する研究』研究成果報告書（一九八八年）は、南宋末から明初にかけて浙西の低田地帯に稻麦二毛作が普及・定着していくことを明らかにしており、従来、河谷平野を中心と可能であった稻麦二毛作が他の地域へ普及・定着することを基礎にしていたと推測される。

(31) 前掲註(3)宮澤論文は、「主佃相資」等の「相資」は嚴密には「多様な存在形態を示す小経営農民相互、彼らと地主の間の社会關係全般にわたって、相互の再生産を図ると同時に租税収取を実現する国家の支配倫理」であると主張する。

(32) 高啓撰『高太史集』巻五「勸農文」（蘇州府長洲県）

近者兼并之家、不能體上此意、或肆侵剝、使爾民有委棄其業者。情雖可矜、然輕去田里、以乏父母之養、闕公上之賦、其責亦何所補哉。

(33) 森正夫「明清時代の土地制度」（『岩波講座世界歴史 一二・中世六』岩波書店、一九七一年）。

(34) たとえば陸文主撰『牆東類稿』巻一〇「戊辰勸農文」は次のように記す。

近者口塩逼敷、塘夫遠役、出不獲已。然且多方区画、害不及細民。爾父老所親見也。去春飢民在野、為之貸糧接濟、僅免流散。夏秋蝗蝻繼發、極力收捕、幸無害稼歲小登。一冬雨雪愆期、深為爾農憂之。

なお明初の勸農文では、元末の戦乱を平定した太祖の功績を示す場合もある。陳模撰『海桑集』巻一〇「興國勸農文」（贛州府興國県）の記述を挙げておく。

昔時山有寨、寨有主、驅農入兵、誅求供給、困苦不可言。新朝首罷寨兵、使爾得尽力於畝、以奉公上、事父母、育妻子。德至渥也。

(35) 因みに、元朝の勸農書である『王禎農書』農桑通訣集之一、孝悌力田篇第三も、勸農文と同様に家—鄉村—國家の租税・徭役の負担という構図で理想的農民像を次のように描いている。

夫天下之務、本莫如土、其次莫如農。農者被蒲茅、飯菑糲、居蓬蒿、逐牛豕、戴星而出、帶月而帰、父耕而子鋤、兄作而弟隨。公則奉租稅、給征役、私則養父母、育妻子、其余則結親姻、交隣里。有淳樸之風者、莫農若也。

(36) 宋代に発布された論俗文の勸諭内容の詳細は、前掲註(25)小林論文、参照。

(37) 発布地域については判然としないが、当時、葉伯巨は華北の太原府平遥県で勤務しており、また現に李繼本撰「東安県勸農文」（順天府東安県）のように華北に発布された例も残存するため、明初では発布地域が拡大されたとも考えられる。

(38) 栗林宣夫「里甲制の研究」第一章「里甲制の施行」（文理書院、一九七一年）。和田博徳「里甲制と里社壇・郷廣壇—明代の鄉村支配と祭祀—」（西と東—前嶋信次先生追悼記念論文集）汲古書院、一九八六年）。里社壇・郷廣壇設置以前の民間信仰の規制については、松本善海「明代における里制の創立」（一九四一年、『中国村落制度の史的研究』岩波書店、一九七七年、所収）。

元代勸農文小考（伊藤）

元代勸農文小考 (伊藤)

参照。

(39) 小畑龍雄「明代郷村の教化と裁判—申明亭を中心として—」(『東洋史研究』一一—五・六、一九五二年)。

(40) 前掲註(38) 栗林、松本論文。

(41) 松本善海「明代の社学」(一九三六年、前掲『中国村落制度の史的研究』所収)。

(42) 明朝建国以前から朱元璋は多くの勸農書を編纂・頒行している。それらについては酒井忠夫『中国善書の研究』第一章「明朝の教化策とその影響—特に勸農書を主として—」(弘文堂、一九六〇年)、参照。但し、酒井氏は『申明政論書』を取り上げていないが、それが郷飲酒礼で使用するために頒行されたことは『明太祖実録』卷七三、洪武五年四月戊戌条、および同書卷七五、洪武五年八月丙戌条による。

(43) 森正夫「十四世紀後半浙西地方の地主制に関する覚書」(『名古屋大学文学部研究論集』四四、一九六七年)。

(44) 檀上寛「二元・明交替期の理念と現実—義門鄭氏を手掛りとして—」(『史林』六五—二、一九八二年)。

(45) 森正夫「十四世紀後半における明代江南官田の形成」(一九八六年、『明代江南土地制度の研究』同朋舎、一九八八年、所収)。

(46) 鶴見尚弘「明代における鄉村支配」(『岩波講座世界歴史』二・中世六)岩波書店、一九七一年)。なお、徒民・開墾政策も当時の勸農の一環であるが、建国期の特殊な状況に対応した策であり、またその歴史的位置付けは別途に検討を要するため、ここでは立ち入らない。見通しのみを示せば、唐末—北宋中期の主流化政策の系譜を引く最終・総合的な小墾營自立化政策として位置付けたい。

(47) 但し申明亭については、三木聰「明代里老人制の再検討」(『海南史学』三〇、一九九二年)、中島案章「明代中期、徽州府下における『値亭老人』について」(『史観』一三一、一九九四年)によれば、徽州府をはじめ南直隸・浙江・福建・江西内の諸地域では、実際には概ね里より上位の都を単位に設置・運営されていた。

(48) 管見の限り、李繼本撰「東安県勸農文」が現存する中の最後の例である。なお、ここで廃止されたというのは、国家的制度に支えられた勸農文の発布である。その後も地方官が自己の裁量に基いて勸農文を発布することは有り得る。因みに、上田信「明清期・浙東における生活循環」(『社会経済史学』五四—二、一九八八年)によれば、清初の浙東各県では知県が勸農文を発布したという。

(49) 前掲註(38) 栗林、松本論文。前掲註(46) 鶴見論文。細野浩二「善宿制から里老人制へ—太祖の『方巾御史』創出をめぐる—」(『中山八郎教授頌寿記念明清史論叢』燎原書店、一九七七年)。

(50) 里老人制の施行時期については、前掲註(47) 三木論文の主張による。

(51) 前掲註(38) 栗林論文。前掲註(46) 鶴見論文。前掲註(49) 細野論文。

(52) 洪武二一(一三八八)年四月に庶吉士・解潛が行なった上奏「太平十策」(『解文毅公集』卷二)では、善宿に農民の労働状態を監督させるとともに『齊民要術』・『農桑輯要』などの農書を頒給することも主張されているが、この意見は裁可されずに終った。この事実も、当時の勸農の基調がもはや農民の直接的生産・再生産過程への指導ではないことを物語っている。

なお、小山正明「明代の糧長」とくに前半期の江南デルタ地帯を中心にして——(一九六九年、『明清社会経済史研究』東京大学出版会、一九九二年、所収)は、糧長の職務の一つに勸農を挙げるとともに、その具体的内容として①農具・種子・労働力の按配や作物・施肥・収獲などの農法指導、②被災田土の調査と抛荒田の除却申請、③水利機構の組織の三点を指摘する。①は明らかに農民の直接的生産・再生産過程への具体的な関与である。しかし、小山氏が重要な論拠とする史鑑撰『西村集』巻八「曾祖考清遠史府君行状」(小山著書二八・九頁に引用)によれば、糧長・史仲彬が行なった農具・種子・労働力の按配は、度重なる水旱と過重な軍費の徴発のために農民が逃去し田土が荒廃するという特殊な状況に対応したものである。また、こうした史仲彬の活動を県官が表彰し、其の法を諸郷に下したと記されていることから明らかのように、史仲彬が行なった活動はあくまで彼の個人的な志向に基いたものである。したがって、農民の直接的生産・再生産過程への具体的な関与を糧長の一般的な職務とするのは困難であり、一般化しうるその勸農業務は、その後、濱島敦俊『明代江南農村社会の研究』第一部第一章「明代前半の水利慣行」(東京大学出版会、一九八二年)も詳しく明らかにしたように、③水利機構の組織・管理という社会的再生産レベルに関する任務であったと考える。

(53) 『御製大話』の編纂・頒行の背景、また『大話』に基く教化については、楊一凡『明大話研究』(江蘇人民出版社、一九八八年)、前掲註(49) 細野論文、参照。

(54) 山根幸夫『元末の反乱』と明朝支配の成立」(『岩波講座世界歴史 一二・中世六』岩波書店、一九七一年)。

(55) 陳高華『元末浙東地主与朱元璋』(一九六三年、『元史研究論稿』中華書局、一九九一年、所収)、同『元末農民起義中南方漢族地主的政治動向—兼談元末的階級矛盾和民族矛盾』(一九六四年、同前書、所収)、前掲註(54) 山根論文、前掲註(52) 濱島論文。

(56) 仁井田陞「元明時代の村の規約と小作證書など(一)——日用百科全書の類二十種の中から——」(一九五六年、『中国法制史研究 奴隸農奴法・家族村落法』東京大学出版会、一九六二年、所収)。

(57) 木村英一「ジツテと朱子の学」(『東方学報』二二、一九五三年)は、紹熙元(一一九〇)年、知漳州の任にあった朱熹が「勸諭榜」とともに発布した「揭示古靈先生勸諭文」が「六論」の起源であると指摘しており、また島田虔次「思想史(Ⅲ)——宋の清——」(『アジア歴史研究入門 第三巻 中国Ⅲ 同朋舎、一九八三年)は、勸農文とともに勸諭榜が「六論」の先駆であると指摘する。確かに、李元弼撰『作邑自叙』巻六「勸諭民庶榜」にも「六論」と酷似した行為規範があり、論俗文の類が「六論」のイデオロギー自体の起源であることは事実だろう。しかし、論俗文の発布は制度化されたものではなく地方官の自己裁量に基づくものであり、しかも本文16頁で指摘した通り、元代の江南では消滅した。南宋以来、国家的制度の下にイデオロギー的課題を担い続け、「六論」と類似する行為規範を教示したのは勸農文である以上、勸農文こそ「六論」の前身と考えられる。

(58) 森田明「明代の治農官について——江南水利の側面——」(『福岡大学研究所報』一四、一九七一年)。